

令和7年4月から

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件と手続きの見直し(厳格化)が実施されます

育児休業手当金の支給期間の延長に係る申出については、これまでの確認に追加して、**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望していると組合が認める場合**に限られます。

令和7年4月1日以降に育児休業に係る子が1歳に達する場合(※)又は1歳6か月に達する場合に育児休業手当金支給期間延長申出を行う際に、改正後の添付書類が必要になります。
延長要件を満たすことが確認できない場合、育児休業手当金は給付されません。

※ パパ・ママ育休プラス制度の適用によって、育児休業手当金支給期間の末日が1歳到達日以降となっている場合は、支給期間の末日と読み替えます。

**市区町村への保育所等の利用申込みについては、入所希望開始日に係る申込締切に注意し、遅滞なくお手続きください。
あわせて、申し込んだ際は、申込書の写しを取って保管しておいてください。**

